

| 予 算 決 算 委 員 会 会 議 録 |                                                                                                                                |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開会日                 | 令和 7 年 3 月 12 日（水）午前 10 時 05 分                                                                                                 |
| 閉会日                 | 令和 7 年 3 月 12 日（水）午後 3 時 10 分                                                                                                  |
| 場 所                 | 長久手市役所本庁舎 2 階 議場                                                                                                               |
| 出席委員                | 委員長 山田けんたろう<br>副委員長 大島令子<br>委 員 伊藤真規子 岡崎つよし おくだけんじ<br>川合ともゆき ささせ順子 田崎あきひさ<br>富田えいじ なかじま和代 にしだ亮太<br>野村 弘 水野勝康 山田かずひこ<br>わたなべさつ子 |
| 欠席委員                | な し                                                                                                                            |
| 欠 員                 | 2 人                                                                                                                            |
| 会議事件のため出席した者の職氏名    | 市長 佐藤有美<br>総務部長 加藤英之<br>次長 福岡隆也<br>財政課長 井上隆雄<br>生涯学習課長 粕谷庸介<br>課長補佐 平岡優一<br><div>計 6 人</div>                                   |
| 職務のため出席した者の職氏名      | 議長 木村さゆり<br>議会事務局長 横地賢一 議事課長 福岡弘恵<br>議事係長 村瀬紗綾香                                                                                |
| 会議録                 | 別紙のとおり                                                                                                                         |

別紙

委員長            開会宣言

委員長            議案第 2 号から議案第 13 号まで及び議案第 27 号並びに議案第 28 号について議題とする。

まず、令和 7 年 2 月 21 日の予算決算委員会にて各分科会に送付した議案 13 件について、分科会長の報告を求める。

総務くらし建設分科会長

審査経過の報告

議案第 2 号（総務くらし建設分科会送付分）

議案第 4 号

議案第 7 号

議案第 8 号

議案第 9 号（総務くらし建設分科会送付分）

議案第 13 号

議案第 27 号（総務くらし建設分科会送付分）

※審査経過の詳細は[予算決算委員会総務くらし建設分科会会議録参照](#)

総務くらし建設分科会長報告に対する質疑    なし

教育福祉分科会長

審査経過の報告

議案第 2 号（教育福祉分科会送付分）

議案第 3 号

議案第 5 号

議案第 6 号

議案第 9 号（教育福祉分科会送付分）

議案第 10 号

議案第 11 号

議案第 12 号

議案第 27 号（教育福祉分科会送付分）

※審査経過の詳細は[予算決算委員会教育福祉分科会会議録参照](#)

教育福祉分科会長報告に対する質疑    なし

委員長 次に、本日の本会議で本委員会に付託された議案第 28 号令和 7 年度長久手市一般会計補正予算（第 2 号）について、審査を行う。

財政課長 議案第 28 号について説明

第 1 表 債務負担行為補正 廃止＜長久手古戦場記念館指定管理料＞

田崎委員 議案第 21 号を撤回したときに、併せて債務負担行為を廃止しなかったのはなぜか。

財政課長 地方自治法第 222 条で、必要な予算上の措置が的確に認められるまでは条例を制定できない旨が規定されているが、予算措置と条例の制定が同時、または予算を先に措置しておくことは、法的に問題ないという解釈をしたものである。ただその後、条例の制定と予算措置は包括的に考えるのが適当であるという判断に至ったため、債務負担行為を廃止することとした。

田崎委員 一般質問で、双方向の対話型コンテンツについては採用しないことになったという答弁があったが、その費用は指定管理料 1 億 8,770 万円に含まれているか。

生涯学習課課長補佐

双方向の対話型コンテンツを運用するには少なくとも 500 万円程度が必要になるという説明をしたが、今回廃止する債務負担行為の指定管理料は、その費用を除いた額になっている。

田崎委員 双方向の対話型コンテンツにかかる費用を除いても、1 年で 6,300 万円相当の額を指定管理料として計上したということか。

生涯学習課課長補佐

そのとおりである。撤回した条例案を再度提出する際には、指定管理料の内容についてもあらためて精査する。

委員長 他にないようなので、質疑及び意見は以上で終了とする。

委員長 これより、議案第 2 号令和 7 年度長久手市一般会計予算について討論採決を行うがよいか。

富田委員 議案第 2 号令和 7 年度長久手市一般会計予算に対し、修正案を提出する。

委員長 富田委員から、議案第 2 号に対する修正案を提出したい旨の発言があった。内容を確認するため、暫時休憩とする。

＜午前 10 時 51 分休憩＞

<午前 11 時 05 分再開>

委員長 休憩前に引き続き、会議を開く。  
委員長 暫時休憩とする。

<午前 11 時 05 分休憩>

<午前 11 時 35 分再開>

委員長 休憩前に引き続き、会議を開く。  
委員長 暫時休憩とする。

<午前 11 時 35 分休憩>

<午後 1 時 05 分再開>

委員長 休憩前に引き続き、会議を開く。富田委員から提出された議案第 2 号に対する修正案を、各委員に配付した。修正案について説明願う。

富田委員 市長は、自身が公約に掲げた「こども条例の制定」のため、議案第 2 号令和 7 年度一般会計予算に「こども条例制定支援事業」として 365 万 7,000 円を計上し、そのうち委託費が 313 万 9,000 円となっている。また令和 8 年度の債務負担行為として、こども条例制定支援業務委託 99 万円を計上している。

しかし、市長自身が令和 8 年度に約 4 億円の財源不足が発生すると訴えており、厳しい財政状況の中、多額の委託費をかけることには賛成できない。

また市長は、国のこども大綱や愛知県こども計画を踏まえ（仮称）長久手市こども計画を策定する方針であるが、この計画の策定過程で子どもや若者の意見が反映されるため、こども条例がなくても理念を実現する環境は整うと考える。子ども主体と言いながら、条例の制定が前提となっており、制定しない選択肢が子どもによって検討されていないことも問題である。

さらに市長は、条例を制定して子どもオンブズパーソンを配置したいとのことだが、その運営には年間 500 万円から 2,000 万円の費用がかかる上、相談件数が不明であり、費用対効果も分からない。必要な対応は既存の学校巡回弁護士の活用や改善、相談窓口の強化

で十分であり、その部分に予算を充てるべきと考える。

提出した修正案は、理念をまとめるためのこども条例アドバイザーや学生ボランティアへの謝礼にかかる費用等に残し、「こども条例制定支援業務委託」313万9,000円の減額及び令和8年度の債務負担行為「こども条例制定支援業務委託」99万円の削除を提案するものである。

委員長 修正案に対し、質疑及び意見はあるか。

大島委員 富田委員は、こども条例はいらないという考えか。

富田委員 こども条例の制定を全否定するものではなく、市の財政状況を踏まえて慎重に進めるべきと考える。公約は方針であり、実際に行う政策は状況に応じた柔軟な対応が必要である。市長自身が令和8年度に約4億円の財源不足が見込まれると訴えている中、費用負担の大きい条例制定を急ぐことが市民の利益になるのか、再考すべきである。また、条例が本当に必要なのかという意見の市民もいるので、条例制定を前提とするのではなく、制定しない選択肢も含めた議論が必要と考える。

大島委員 条例を制定しない選択肢を求めて、修正案を提出したのか。

富田委員 私自身は条例は必要だと思っている。ただ、理念を定める条例であり、限られた財源の中で最も効果的な子ども施策を検討すべきと考える。

大島委員 減額する「こども条例制定支援業務委託」313万9,000円の内容はどのようなか。

富田委員 予算決算委員会教育福祉分科会の審査資料によれば、こども会議の議事録作成等運営支援、条例制定過程の情報発信のためのニュースレター作成、一般市民向けの市民説明会の運営支援、条例リーフレット作成等を委託するとある。

大島委員 運営支援の中には人件費も含まれるか。

富田委員 含まれていると考えられる。

大島委員 人件費の割合はどのくらいか。

富田委員 確認していない。

大島委員 この事業は既に動き始めており、約314万円という大きな額を減額することで、内容によっては事業の進行に支障を来すかもしれない。「厳しい財政状況の中、多額の委託費をかけることには賛成できない」との説明があったが、市の予算には、多額の委託費が計上されている事業が他にもたくさんある。私は、大人が子どもの意見を

聞きながら、多様化する社会をよいものにしてほしいと願っており、予算の内容が完全に無駄だと証明できない限り、歩み始めた事業にブレーキをかけることには賛成できない。

水野委員 「こども条例がなくても理念を実現する環境は整うと考える」との発言があったが、これは「条例制定そのものが不要である」という意味に取れる。条例は不要だとしながら、こども条例アドバイザーや学生ボランティアへの謝礼等を残す修正案となっているのはなぜか。

富田委員 決して「こども条例は不要」というわけではなく、既に動き始めているこども会議を止めるつもりもない。ただ、こども条例は理念を定めるものなので、こども会議で出た意見はこども計画の中にしっかりと入れてもらえばよい。

水野委員 「こども条例は理念を定めるもの」という前提で発言されているが、そのように判断している理由はどのようなか。

富田委員 教育福祉分科会における審査の際、執行部から「こども条例は理念条例である」との答弁があった。

水野委員 過去の一般質問では、こども条例で定める内容は必ずしも理念だけではなく、実際に子どもたちからどのような意見が出るかにもよるが、相談や支援の実施というような内容も盛り込む可能性はあるとの答弁があった。

理念条例だからという理由で、このくらいの予算でよいと言い切ることはできないのではないか。

富田委員 本市はこども計画を策定することとしており、具体的に実施する内容については、計画策定の過程で子どもの意見をしっかりと聞いて、計画の方に落とし込むことができれば問題ない。

水野委員 こども条例制定とこども計画策定は別建てで動いている。こども条例に理念以外の実効的な条文を設けないということは、明確になっているのか。

富田委員 明確にはなっていない。

ささせ委員 条例を制定して子どもオンブズパーソンを配置したいとの市長の考えに対し、既存の学校巡回弁護士の活用や改善、相談窓口の強化で十分対応できるとの発言があった。現在ある相談窓口や学校巡回弁護士は、主に自ら助けを求めることができる子どもたちには対応できるが、弁護士に相談したら親や学校に知られるのではないかと、大人に相談しても解決しないかもしれないなどの不安から声を上げ

ることができずにいる子どもたちも存在する。そのような子どもたちを、異なる地点から支えるための制度が「子どもオンブズパーソン」だと認識している。こども条例制定の先に子どもオンブズパーソンの配置という目標があるのであれば、条例の制定は重要なことではないかと思うがどうか。

富田委員　子どもオンブズパーソンの制度についてはささせ委員の認識のとおりだと思うが、必要であればこども計画に盛り込めばよい。

ささせ委員　こども計画があればこども条例は不要だという考えかと思うが、私は、「こども計画」はあくまで行政の行動目標であって法的な拘束力はなく、一方「こども条例」は子どもの権利を守るための法的根拠になり得るものだとは認識している。子どもオンブズパーソンは、子どもの権利を守る最後のとりでのような、誰からも干渉されない特殊性のある立場になると思われ、その立場を擁護するには法的な後ろ盾がとても重要になってくるのではないか。

富田委員　私はこども条例が不要だとは思っていない。必要だと思っているが、多額の委託費をかけて制定することが適切ではないという考えである。

岡崎委員　国のこども大綱や愛知県こども計画を踏まえ、本市がこども計画を策定してできることは何か。

富田委員　まず、計画策定の基礎資料とするため、子ども・若者を対象としたアンケート調査を実施して分析する。調査内容は子どもの生活実態や悩み等に関することで、対象は小学5年生800人、中学3年生700人、高校生以上として15歳から29歳までの人1,000人を予定していると聞いている。計画策定の目的は、こどもまんなか社会の実現に向けて、全ての子ども・若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができるようにすることである。

大島委員　提案理由の中では、子どもの意見が反映されたこども計画があれば、理念を定める条例がなくても環境は整うとの説明があり、質疑の中では、条例は必要だと考えているとの答弁があった。矛盾していないか。まだ実施が決定しているわけではない子どもオンブズパーソン制度についても費用がかかる例として挙げ、修正案の提案理由としていることにも納得ができない。

富田委員　私は、理念を定める条例は必要ないとは言っていない。条例が必要かどうかも含めて、こども会議の中で話し合って、子どもたち自身の意見で決めてもらいたいと思っている。

委員長 暫時休憩とする。

<午後 1 時 37 分休憩>

<午後 1 時 45 分再開>

委員長 休憩前に引き続き、会議を開く。

委員長 暫時休憩とする。

<午後 1 時 45 分休憩>

<午後 1 時 55 分再開>

委員長 休憩前に引き続き、会議を開く。

## 議案第 2 号令和 7 年度長久手市一般会計予算及び修正案

### 討論

#### 原案に対する賛成討論

水野委員 こども条例を理念型のものにすることは現時点で明確になっておらず、理念型条例を前提とした予算に修正することは、制定作業に支障を来す可能性があるため、議案第 2 号の原案に賛成する。

#### 原案及び修正案に対する反対討論 なし

#### 原案に対する賛成討論

伊藤委員 理念型のこども条例なら、今定める必要はない。定めるのであれば、型どおりではなく長久手市の実情に合った本当にこどもの力になれる条例にしてほしい。修正の対象となっている委託費の内容が正確に分からないため、減額することで不十分な条例ができてしまう可能性もあることを考えると、修正案には賛成できないので、議案第 2 号の原案に賛成する。

#### 修正案に対する賛成討論

なかじま委員 市長自身が市の財源不足を訴える中、新たな支出を増やすことには慎重になるべきである。こども会議の決定により、こども条例は制定する場合もしない場合もある。修正案はこども施策の充実を否定するものではなく、財政的に持続可能な形で進めることを求めているので、修正案に賛成する。



原案に対する賛成討論

大島委員 水野委員や伊藤委員と内容はほぼ同じである。約 314 万円の費用を減額することで、進み始めた事業を中途半端なものにするのではないかという危惧がある。子どもたちに喜ばれる実情にあった条例を作っていただき、今後も市議会で進捗状況をチェックすることとし、議案第 2 号の原案に賛成する。

原案及び修正案に対する反対討論

わたなべ委員 私はこども条例の制定には賛成である。北児童館・青少年児童センター・文化の家光のホール前で行われたアンケート調査の様子が市ホームページに掲載されているが、大変盛況であったようである。こども条例の制定に向けて既に多くの方が動き始めており、議案第 2 号の原案に反対の立場ではあるが、こども条例については修正せず進めてほしい。

|                 |    |
|-----------------|----|
| 原案に対する賛成討論      | なし |
| 修正案に対する賛成討論     | なし |
| 原案に対する賛成討論      | なし |
| 原案及び修正案に対する反対討論 | なし |
| 原案に対する賛成討論      | なし |
| 修正案に対する賛成討論     | なし |

採決

修正案について、賛成多数により可決

修正部分を除く原案について、賛成多数により可決

議案第 3 号令和 7 年度長久手市国民健康保険特別会計予算

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

議案第 4 号令和 7 年度長久手市土地取得特別会計予算

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

#### 議案第 5 号 令和 7 年度長久手市介護保険特別会計予算

討論

反対討論

わたなべ委員 令和 7 年度の介護保険料は前年度に比べて 4,122 万 4,000 円の増額となっている。安心して介護保険を利用する条件を整えるため、介護保険料を抑えることが重要であり、反対とする。

賛成討論 なし

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

#### 議案第 6 号 令和 7 年度長久手市後期高齢者医療特別会計予算

討論

反対討論

わたなべ委員 後期高齢者医療の保険料は 2 年ごとに見直されているが、年々上がっている。また、国は昨年 12 月に保険証の新規発行を停止し、マイナンバーカードの一本化を強行した。マイナンバーカードを持たない人などに向け、ペナルティを課さないこと、滞納者の生活実態を把握して、納付困難であれば欠損処理も検討することを求め、反対とする。

賛成討論 なし

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

#### 議案第 7 号 令和 7 年度長久手市卯塚墓園事業特別会計予算

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

#### 議案第 8 号令和 7 年度長久手市下水道事業会計予算

討論

反対討論

わたなべ委員 市は令和 7 年 4 月から下水道料金を改定し、基本使用料が現行の 1.2 倍となる。また、水道料金も令和 7 年 6 月から平均改定率 20.4 パーセントの値上げとなる。諸物価高騰の折、値上げの凍結の検討を求め、反対とする。

賛成討論 なし

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

#### 議案第 9 号令和 6 年度長久手市一般会計補正予算（第 6 号）

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

#### 議案第 10 号令和 6 年度長久手市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

討論

反対討論

わたなべ委員 デジタル技術は極めて急速に大規模に発達し、広く普及してきており、その活用が国民生活の利便性に繋がることは否定できない。しかし同時に、マイナンバーカードをめぐる紐づけの誤りや、大量の個人情報の流出などの問題が生じており、マイナンバーカードへの理解は進んでいないことから、反対とする。

賛成討論 なし

反対討論 なし  
賛成討論 なし  
採決  
賛成多数により、原案のとおり可決

**議案第 11 号令和 6 年度長久手市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）**

討論  
反対討論 なし  
賛成討論 なし  
採決  
賛成多数により、原案のとおり可決

**議案第 12 号令和 6 年度長久手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）**

討論  
反対討論 なし  
賛成討論 なし  
採決  
賛成全員により、原案のとおり可決

**議案第 13 号令和 6 年度長久手市卯塚墓園事業特別会計補正予算（第 3 号）**

討論  
反対討論 なし  
賛成討論 なし  
採決  
賛成全員により、原案のとおり可決

委員長 暫時休憩とする。

<午後 2 時 26 分休憩>  
<午後 2 時 40 分再開>

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。  
委員長 暫時休憩とする。

<午後 2 時 40 分休憩>

＜午後 3 時 00 分再開＞

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

**議案第 27 号令和 7 年度長久手市一般会計補正予算（第 1 号）**

討論

反対討論 なし

賛成討論

にしだ委員 物価高騰の影響を受け、小中学校児童生徒の給食費が 1 食あたり 70 円増額される予定だったが、地方創生臨時交付金を活用することで、増額を 30 円に抑えられたことは評価できる。ただ、幼児教育無償化の際のように、地方交付税の不交付団体が交付金を受けとれない仕組みとならないよう、国に対する積極的な働きかけを求める。

また、市内 3 中学校の体育館及び武道場への空調設備の設置を進めるとのことだが、体温調整能力が未熟な小学生を優先すべきではないかと考える。小学校への設置スケジュールを明確化し、公表することを強く求め、賛成とする。

反対討論 なし

賛成討論 なし

委員長 他に討論はないか。

なかじま委員 （発言要求）

委員長 （発言許可）

なかじま委員 議案第 27 号令和 7 年度長久手市一般会計補正予算（第 1 号）に対する附帯決議案を提出する。

委員長 ただ今、なかじま和代委員から議案第 27 号に対する附帯決議案が提出された。討論は他にないので終結し、採決する。

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

＜附帯決議案配付＞

委員長 先ほどなかじま和代委員から提出された、議案第 27 号に対する附

帯決議案を配付したので提案者の説明を求める。

なかじま委員 子どもたちが安心して学び、成長できる環境を整えることは、市政において最優先で取り組むべき課題の一つである。特に、教育環境の整備は、市民の強い関心と期待が寄せられており、適切な対応が求められている。

本補正予算には、国の補助金が令和 15 年まで 2 分の 1 の割合で措置されることを踏まえ、3 中学校の施設整備事業（空調設備設置調査設計委託）が計上された。しかしながら、かねてより市民の要望が多い小学校の施設整備については同様の予算は計上されていない。市が中学校の施設整備を小学校の施設整備よりも優先するならば、市民の理解を得るためには、より一層の情報公開と説明責任を果たしていく必要がある。また、学校が地域の安全確保の場として機能するための対応も不可欠である。これらを踏まえ、長久手市に対し、以下の事項を強く要望する。

1. 小学校のエアコン設置について

児童が快適で安全に学べる環境を確保するため、早期に設置スケジュールを決定し、市民に公表すること。

2. 中学校の設備整備計画の提示と説明責任の履行

設備整備計画を早期に市民に提示し、進捗状況を透明に報告することで、市民の理解と協力を得ること。

3. 子どもの命を最優先とした予算編成

財政面のみを重視するのではなく、「子どもの命と安全」を最優先に考え、教育環境の安全性向上のために必要な予算を確保し、適切な施策を実行すること。

委員長

議案第 27 号令和 7 年度長久手市一般会計補正予算（第 1 号）に対し、案のとおり附帯決議を付すべきことに賛成の委員の挙手を求める。

挙手多数、附帯決議を付すべきと決した。

議案第 27 号については、附帯決議を付すべきと決したことを審査結果に付して議長へ報告する。

議案第 28 号令和 7 年度長久手市一般会計補正予算（第 2 号）

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

委員長 委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午後 3 時 10 分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和 7 年 3 月 12 日

予算決算委員会委員長 山田けんたろう